



# 区の計画などに対するご意見をお寄せください

提出されたご意見の概要と区の考え方を公表の上、計画(案)をまとめます。

計画などは下表の閲覧場所の他、区ホームページからご覧になれます。

**【意見提出方法】** ご意見(様式自由)に住所・氏名・電話番号を書いて、各担当課に持参か郵送またはファクスで。

区ホームページ(トップ→ご意見・ご要望→パブリックコメント(区民意見提出手続))からパソコン、スマートフォンでも意見を提出できます。右のQRコードからもアクセスできます。



計画名	葛飾区自殺対策計画 素案	第5期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画 素案	葛飾区地域福祉計画 素案	第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画 素案	葛飾区人権施策推進指針(改定版) 素案
内容	生きることの包括的な支援として、自殺に対する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の強化等、総合的な自殺対策を進めていくための計画です。	高齢者や養護者が安心して生活できる「虐待ゼロ」の地域社会づくりをめざし、相談・支援体制を充実させるための計画です。	全ての人々がともにつながり、認め合い、いつまでも安心して暮らせるまちをめざし、区、関係機関、地域団体等および区民が協働して地域共生社会をつくるための計画です。	全ての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益の実現をめざしていくための計画です。	地域社会への人権尊重理念の浸透を図り、あらゆる差別の解消に向けた各種施策を推進していくための指針です。
閲覧・意見募集期間	12月12日(木)～令和2年1月10日(金)(必着)			12月16日(月)～令和2年1月14日(火)(必着)	
閲覧場所	各担当課窓口、区政情報コーナー(区役所3階304番)、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、保健所(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)、保健センター(7面上欄参照)、男女平等推進センター(立石5-27-1ウィメンズパル内)、シニア活動支援センター(立石6-38-11)、ウェルピアかつしか(堀切3-34-1)				
	高齢者総合相談センター	高齢者総合相談センター、福祉総合窓口(区役所2階201番)、福祉管理課(区役所3階311番)	高齢者総合相談センター、福祉総合窓口(区役所2階201番)、子ども総合センター(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)、金町子どもセンター(東金町3-8-1)、計画関係部署(※)	児童館、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭の保育事業所(保育ママ)、子ども総合センター(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)、金町子どもセンター(東金町3-8-1)	
意見提出先・担当課	〒125-0062 青戸4-15-14 健康プラザかつしか内 保健予防課 FAX3602-1298 ☎3602-1274	〒124-8555 葛飾区役所高齢者支援課 (区役所2階201番) FAX5698-1531 ☎5654-8257	〒124-8555 葛飾区役所福祉管理課 (区役所3階311番) FAX5698-1530 ☎5654-8242	〒124-8555 葛飾区役所育成課 (区役所4階401番) FAX5698-1533 ☎5654-8595	〒124-0012 立石5-27-1 ウィメンズパル内 人権推進課 FAX5698-2315 ☎5654-8148

※東生活課(金町1-6-24福祉事務所東庁舎内)、育成課(区役所4階401番)、子ども応援課(区役所7階707番)、住環境整備課(区役所3階307番)、教育総務課(区役所4階427番)、葛飾区社会福祉協議会(堀切3-34-1ウェルピアかつしか内)

## 国民年金加入者・受給者が 亡くなられたときの手続きは お忘れなく

【担当課】 国保年金課

各種手続きは下表のとおりです。

請求方法など、詳しくはお問い合わせください。

種類	請求要件	請求者
死亡一時金	第1号被保険者(農業・自営業・学生など)として国民年金保険料を36月以上納付していた方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき	生計を共にしていた一定の範囲の遺族の方
寡婦年金	第1号被保険者として国民年金保険料の納付または免除承認期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき	生計を共にし、婚姻期間が10年以上継続している妻(所得制限あり)
遺族基礎年金	国民年金に加入している方、または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったとき(老齢基礎年金を受給している場合も含む)(一定の納付要件あり)	生計を共にしていた18歳到達年度末まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の子がある配偶者、または子(所得制限あり)
未支給年金	▷年金を受給している方が亡くなったとき ▷年金を受給できる方が年金請求する前に亡くなったとき	生計を共にしていた一定の範囲の遺族の方

【問い合わせ】

▶ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

050から始まる電話の場合 ☎6700-1165

▶葛飾年金事務所(立石3-7-3) ☎3695-2181

## 住民税非課税者の方へ

# プレミアム付商品券の 申請期限を延長しています

より多くの対象者の方に商品券を利用いただくために、申請期限を延長して受け付けています。

**【申請期限】 12月27日(金)(必着)**

対象と思われる方へ、7月下旬から申請書を送付しています。購入を希望する方は、郵送または福祉管理課商品券係窓口(区役所2階202番)で申請してください。

該当要件を満たしている方に購入引換券を送付します。購入方法など、詳しくは購入引換券に同封するお知らせをご覧ください。

**【販売期間】 令和2年1月31日(金)まで**

1セット5,000円分の商品券を4,000円で購入できます。全ての商品券が区内の一般商店・大型店約1,200店で利用できます。

**【問い合わせ】** かつしかプレミアム付商品券コールセンター ☎0120-320-049

(フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎6734-6569)

月～金曜日(祝日および12月30日(月)～1月3日(金)を除く)

午前8時30分～午後5時(水曜日は午後7時30分まで)

**【担当課】** 福祉管理課

5セット購入で  
5,000円分も  
お得に!



東京都受動喫煙防止条例の規制内容などに関するご相談は、葛飾区受動喫煙対策事業相談窓口をご利用ください。

**【問い合わせ】** 葛飾区受動喫煙対策事業相談窓口(青戸4-15-14健康プラザかつしか内) ☎5680-2100 **【担当課】** 健康づくり課